会議録

会議の名称	令和5年度第3回西東京市行財政改革推進委員会
開催日時	令和5年8月23日(水)午前10時から午後0時15分まで
開催場所等	西東京市役所田無庁舎庁議室及びWEB会議
	委員:横道清孝委員長 原田久委員 鈴木文彦委員 池添弘邦委員 伊藤俊介委員 岸本恒久委員 佐藤泰治委員 鈴木研太委員
出席者	事務局:柴原企画部長 樽見企画部主幹(企画政策課) 前川企画政策課主査 利根川企画政策課主任
	担当課:橘高齢者支援課長 森下高齢者支援課地域支援係主査 岡本健康課長 広渡健康課課長補佐兼事業調整係長 加藤ごみ減量推進課ごみ減量係長
議題等	1 事務事業評価(外部評価)の実施2 第5次行財政改革の方向性について3 その他
会議資料の 名 称	資料1 事務事業評価シート 老人福祉センターA型施設の浴場 資料2 事務事業評価シート リサイクル推進事業費(小型家電の回収) 資料3 事務事業評価シート 健康づくりの推進 (健康事業ガイドの配布)
記録方法	資料4 行財政改革大綱(案)□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
△ 袟 由 ☆	

会議内容

開会

会長より開会の挨拶

○事務局:会議の進行の説明

○横道委員長:傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を認める。

議題1 事務事業評価(外部評価)の実施

○事務局:《評価の流れについて説明》

○横道委員長:

委員の皆様から意見等はあるか。

○横道委員長:

特になければ、「老人福祉センターA型施設の浴場」について、事業の所管部署から 追加資料と一次評価について説明をお願いする。

1 高齢者支援課「老人福祉センターA型施設の浴場」

○高齢者支援課長:《資料に沿って説明》

○横道委員長:

続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局:《資料に沿って説明》

○横道委員長:

委員の皆様から質疑等はあるか。

○鈴木(文)委員:

施設別行政コスト計算書から算出した維持管理コストは、延床面積に対する浴場が占める面積による按分か。

○高齢者支援課長:

そのとおりである。

○鈴木(文)委員:

施設別行政コスト計算書に記載のある人件費は正規職員の人件費を算入しているのか。また、委託料は物件費に算入しているのか。

○高齢者支援課長:

維持管理に関わっている正規職員の人件費が含まれている。委託料は物件費に算入している。

○佐藤委員:

他の自治体では、浴場利用を有償としているケースもあるが、有償化の検討はしたのか。また、入浴の機会の確保が難しい高齢者を対象とした代替となるサービスはあるのか。

○高齢者支援課長:

本市の老人福祉センターで提供しているサービスには有償としているものはなく、また、民業圧迫の視点からも、有償はそぐわないと考えている。

自宅に風呂がない方へは、公衆浴場の入浴券を支給する高齢者入浴券支給サービスがある。また、身体の状況にもよるが、介護保険事業での入浴サービスもある。

資料に記載の浴場の面積は風呂場のみの面積か。

○高齢者支援課長:

浴場自体と脱衣所の面積であり、ボイラー室等の設備に係る面積は含んでいない。

○鈴木(研)委員:

浴場再開に係る費用の表で、修繕費の記載がない施設はそのまま施設の再開ができるのか。

○高齢者支援課長:

表にはボイラー等の比較的大きな修繕のみを記載しており、貯湯槽や換気装置等の修繕は別に必要となる。

○横道委員長:

ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○横道委員長:

委員の皆様から、意見等はあるか。

○岸本委員:

資料からは施設の適正人数がわからないため、施設の利用者数がキャパシティと比較 して多いのか少ないのか判断がつかない。

しかし、自宅に風呂がない家も少なくなっており、代替サービスもあるようなので、 廃止が適当であると考える。

○横道委員長:

ほかになければ、評価に移る。評価について「拡充」、「継続実施」、「改善・見直 し」、「抜本的見直し」、「廃止」のいずれかに挙手をお願いする。

【評価結果】

「廃止」8人

○横道委員長:

それでは、外部評価は「廃止」とする。

○横道委員長:

次に、「リサイクル推進事業費(小型家電の回収)」について、事業の所管部署から 追加資料と一次評価について説明をお願いする。

2 ごみ減量推進課「リサイクル推進事業費(小型家電の回収)」

○ごみ減量推進係長:《資料に沿って説明》

○横道委員長:

続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局:《資料に沿って説明》

○横道委員長:

委員の皆様から質疑等はあるか。

○原田委員:

回収量の目標は達成しているのか。

○ごみ減量係長:

目標量は設定していない。予算上は200トンを計上している。

○原田委員:

ごみの回収については目標設定が難しいことは理解するが、事業評価は目標を達成できているかどうかを確認することが大事であると思う。目標の設定ができない事業は評価が難しいと考えるがいかがか。

○事務局:

本事業については、費用対効果等を踏まえ総合的に評価をいただきたい。

○原田委員:

目標値の達成状況から、「処理が有償になれば、回収量が下がったり、不法投棄が増えたりして目標が達成できなくなるのではないか」といった議論になるべきではないかと考える。

○伊藤委員:

一部を粗大ごみに変更した際、柳泉園に費用を払うことで適正に処理できるという説明だったと思う。全体で見たときに市のコストが下がるということは、柳泉園で処理したほうが安くなるということだと思うが、そのからくりを説明いただきたい。

また、所管課の評価が金銭面のみとなってしまっているが、そもそもの事業の目的は有害物の適正な処理の管理であるため、その観点からの目標設定が必要ではないか。例えば小型家電を市民の持ち込みによって回収している自治体と、本市のように行政で回収している自治体とで世帯当たりの回収率や、可燃ごみ等への混入率などを比較したデータはあるか。

○ごみ減量係長:

これまでは小型家電を回収し、売却することで市の収入を見込んでいたが現在は逆に 委託料を事業者に支払っているため、収益が見込めないものを粗大ごみとして扱うこと でコストが下がると考える。

不法投棄については市内ではあまり事例はないが、粗大ゴミ化した場合には適正な処

理について市民周知を行いたい。

○伊藤委員:

不法投棄は市内だけの問題ではなく、自治体の枠組みを越えて考えるべき課題である。適正な処理が行われるよう管理することが今後の課題になっているのではないか。

○池添委員:

「お金を払うくらいなら、適当に捨ててしまえ」という市民は一定出てくると思う。 受益者負担を求めることに反対はしないが、リサイクルの推進という目的の実現ができ るかという視点で考えたとき、無償回収から有償回収に移行した自治体の事例の検証が 必要ではないか。

○ごみ減量係長:

他市事例の検証は行っていない。通常回収を行っている自治体は 26 市中 7 市である。本市ではもともと粗大ごみであったものを小型家電として扱うこととした経緯があり、他市に比べ広い範囲で小型家電を回収していると言える。

○池添委員:

他自治体の事例の検証が必要であると指摘する。金銭面だけでなく、この事業が適正に運用されるのかどうかが大切であり、エビデンスベースで検討いただきたい。

○佐藤委員:

粗大ごみにした場合の歳出入のシミュレーションはしているか。 また、粗大ゴミ化した場合、事業の効果は継続してモニタリングできるのか。

○ごみ減量係長:

粗大ごみとして排出される量の想定はあるが、金額の試算はしていない。

○横道委員長:

他市と比較して小型家電として回収している品目の範囲の比較はできているか。

○ごみ減量係長:

通常回収を行っている他市ではビデオデッキ等のサイズが小さいものを小型家電として回収している。それに比べると本市は比較的広い範囲の品目を回収している。

○横道委員長:

ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○横道委員長:

委員の皆様から、意見等はあるか。

「改善・見直し」が適切ではないか。事業の見直しは必要だとは思うが、コスト面のみではなく、もともとの事業の目的である廃棄物の適正管理という視点で評価をするべきではないかと思う。ごみの処理について、EUでは、生産者が費用負担や排出の責任を負うべきではないかという議論もあり、誰が費用負担するのかについては課題だと思う。

○鈴木(文)委員:

この事業に限ったことではないが、評価シートの事業費データに、施設等の減価償却費などのコストを反映させるべきである。また、評価指標は事務事業の目的と整合させるべきである。

受益者負担を考える際には、事業費データには、人事や総務を担当する官房部署の経費を按分した負担金をプラスするべきだと考える。

評価指標については「リサイクル率のうち本事業の貢献度」などが考えられるのではないか。

○原田委員:

「抜本的見直し」と評価するには、事前に事業課がしっかり事業を評価することが必要である。

○岸本委員:

有償化には賛成だったが、これまでの議論を受けて考えると、事業を吟味し検討する 必要があると思う。「改善・見直し」が適切ではないか。

○横道委員長:

「抜本的見直し」と「改善・見直し」の違いは何か。事務局としては小型家電の一部の品目を粗大ごみとして取り扱うことを「抜本的見直し」としているのか。

○事務局:

本事業の「改善・見直し」については、無償で回収している小型家電の一部の品目を 有償の粗大ごみとして取り扱うこととする「抜本的見直し」より小さな範囲での見直し を想定するが、具体的な見直し内容の検討はない。

○横道委員長:

「抜本的見直し」にしても「改善・見直し」にしても、政策として事業の方向を変えるのであれば、もう少し事前の評価を詰めたほうがよい。

○鈴木(文)委員:

「抜本的見直し」は予算の大幅削減の意味するものと認識していたが、大きく改善するという見直しでも「抜本的見直し」なのか。

○事務局:

予算削減の側面もあるが、事業の実施形態を大きく変えることを「抜本的見直し」としている。「改善・見直し」は現状の仕組を前提としつつ改善を図る評価である。

「抜本的見直し」は廃止の方向で検討する意味合いとしている自治体が多いが、この委員会の外でこの評価を見た際に、「抜本的見直し」は事業の実施形態を大きく変えるというニュアンスが伝わるのか。

○事務局:

評価シートに評価の判断理由を文章で記載することで誤解を生まないように努める。

○横道委員長:

事業を見直すという方向は委員会の意見として間違いないが、見直しをするにはその根拠をしっかりと持ち、事業の目標を明確にすることが前提であるということも委員会の総意である。

○横道委員長:

ほかになければ、評価に移る。評価について「拡充」、「継続実施」、「改善・見直 し」、「抜本的見直し」、「廃止」のいずれかに挙手をお願いする。

【評価結果】

「改善・見直し」6人、「抜本的見直し」2人

○横道委員長:

それでは、外部評価は「改善・見直し」とする。ただし、評価文は委員会での意見を 踏まえたものとしていただきたい。

○横道委員長:

次に、「健康づくりの推進(健康事業ガイドの配布)」について、事業の所管部署から追加資料と一次評価について説明をお願いする。

3 健康課「健康づくりの推進(健康事業ガイドの配布)」

○健康課長:《資料に沿って説明》

○横道委員長:

続いて、事務局から二次評価について説明をお願いする。

○事務局:《資料に沿って説明》

○横道委員長:

委員の皆様から質疑等はあるか。

○岸本委員:

西東京市では毎月2回市報が発行されており、「健康広場」というコーナーで検診の 案内が大きく掲載されている。この紙面とのすみ分けはどのように考えているか。

○健康課長:

市報も重要な情報源であり、市報を見て検診を受ける方も多いと認識している。健康 事業ガイドは市報とは違い、次の検診のスケジュールの把握や、医療機関を探す目的で の活用ができる。

○鈴木(研)委員:

地図の使用が高額な委託料の原因とも考えられるが、地図の作成と印刷製本の委託は分離できないのか。また、他市の地図情報の委託先は把握しているか。

○健康課長:

冊子の作成は毎年度入札によって行っており、過去には現在の委託業者とは異なる業者が落札したこともある。地図の作成と印刷製本を分けた委託方法では、かえってコストが高くなると推測している。他市の入札の情報は持ち合わせていない。

○原田委員:

指標としている全戸配布数と若年健康診査の受診者数は増えたほうが良いと考えているか。

○健康課長:

増えたほうがよいと考えている。

○原田委員:

この指標を用いた二次評価で、「抜本的見直し」としている理由がわからない。

○事務局:

二次評価ではゼロカーボンの視点を踏まえた際、そもそも紙での全戸配布が必要なのか、という点で疑義が生じたためこのような評価となった。

○原田委員:

二次評価は、指標に基づいて事業課が行った一次評価に対し、その判断が適切かどうかを点検するものだと理解している。今回の評価では一次評価と二次評価で違う観点を持ち込んでいるように思う。

○事務局:

評価指標に基づく評価も重要だと認識しているが、二次評価では事業課と違う評価者 からの評価であり、評価指標以外に、事業課とは違った視点も含めて評価をしたもので ある。

○原田委員:

今回の事務事業評価は、評価指標から事業を判定することが難しいように感じた。

○伊藤委員:

現在の事業コストと、仮に個別配布した場合の事業コストを比較すると、個別配布し

た場合のほうが高くなるという理解でよいか。

また、自治体別の肺がん検診率をみると、個別通知をしたほうが効果的だと見えるが、健康課としては、予算の議論は別にした場合、個別通知をしたほうがよいと考えているのか。

○健康課長:

必ずしも個別通知を行うことは考えていない。事業目的と予算はバランスを持って考える必要があると考えている。

事業費については、御指摘のとおり個別通知のほうが高くなる。市民の命と健康を守るという事業目的の達成と、効率的な市民への周知を同時に行っていきたいと考えている。健康事業ガイドだけでなくSNS等も活用し周知を図っていきたい。

○伊藤委員:

全戸配布も個別通知もしていない自治体はないか。

○健康課長:

調査をした中ではそのような自治体はない。課としては受診率の向上を目指しており、そのための効果的な手法のひとつが健康事業ガイドであると考えている。

○鈴木(文)委員:

検診率の高さは紙による効果ではないと思う。紙をインターネットに置き換えた効果 測定はできていない。行革大綱でも行政サービスのデジタル化の推進を掲げているが、 健康課としては総論賛成各論反対の立場か。

○健康課長:

健康課はスマートフォンのアプリやLINEを活用した事業を展開しており、デジタル化を推進している部署であると考えている。健康事業ガイドでもQRコードを記載し、情報は紙媒体で見ていただくが、申込みは電子でも受け付けるなど、紙とデジタルの使い分けをしている。

○鈴木(文)委員:

効率化とDXを混同されているように感じる。

○佐藤委員:

FSC認証製品へと切り替えた場合の費用削減効果はどれだけあるのか。

また、例えば子宮頸がん検診では、はがきによる申込みは約半数という理解でよいか。健康事業ガイドにはがきを添付する検診はどう選んだのか。

○健康課長:

FSC認証製品へと切り替えた場合の試算は見積中であり持ち合わせていない。

子宮頸がん検診をはがきで申込みをした数は 4,422 人中 915 人であり、割合は半数より少ない。

申込はがきを添付する検診は、受診率の向上を目指している種類の検診から選定している。例えば若年検診は検診を呼びかける他のツールがないため、子宮頸がん検診や乳

がん検診は女性の罹患率が高いことなどからそれぞれ選定している。

○横道委員長:

ほかになければ、所管課は退室をお願いする。

≪所管課退室≫

○横道委員長:

委員の皆様から、意見等はあるか。

○岸本委員:

「抜本的見直し」が良いと思う。デジタル化によって不利益を被ることはよくないが、検診については市報で月に2回広報を行っており、十分対応ができると考える。また、申込はがきを活用したいということであれば、はがきを市報に折り込むこともできるのではないか。

○原田委員:

紙を配って意味があるかどうか、事業課で効果検証をしっかりとする必要がある。

○佐藤委員:

健康事業ガイド配布は手段のひとつであり、健康づくりに対する寄与度で評価するべきである。はがきで申込みを行っている割合は若年健康診査では約8分の1、乳がん検診では約4分の1であることから、若年者層にははがきでの案内は非効率であると読み取れる。指標としては単なる受診者数ではなく、健康事業ガイドのはがきを使って申込みをした割合とするべきである。

○鈴木(文)委員:

今後似たような議論は多く出てくると思う。この事業では健康づくりが最上位目標で、紙を使うか、デジタルツールを使うかどうかは手段にすぎない。総論賛成各論反対は脇に置き、ここはデジタルが使えない人に紙を渡すのではなく、デジタルデバイドを無くす努力の方向性で検討をしていただきたい。

○横道委員長:

健康事業ガイドの配布をやめた際に、検診の個別通知をすることは逆に予算や手間が かかることとなり防がなければならない。評価の判断理由の記載を工夫したい。

○佐藤委員:

検診の個別通知についても全ての検診に行うものではないと思う。検診ごとの受診率 や目標によって通知方法を変えることもできる。

○池添委員:

健康事業ガイドが効果を上げているか判断ができない。「抜本的見直し」は強すぎる 印象で「改善・見直し」が適当ではないか。

受診率の目標がどのくらいなのかについては必ず定めておく必要がある。

○横道委員長:

ほかになければ、評価に移る。評価について「拡充」、「継続実施」、「改善・見直 し」、「抜本的見直し」、「廃止」のいずれかに挙手をお願いする。

【評価結果】

「改善・見直し」3人、「抜本的見直し」5人

○横道委員長:

それでは、外部評価は「抜本的見直し」とする。

○横道委員長:

事務局は外部評価対象事業以外の事業についても今回の議論の意見を踏まえた視点から評価をしていただきたい。

議題2 第5次行財政改革の方向性について

○事務局:《資料2に沿って説明》

○横道委員長:

委員の皆様から意見等は9月6日までに事務局までメールにてお知らせいただきたい。

議題3 その他

○横道委員長:

議題3「その他」について、事務局から何かあるか。

○事務局:

次回の委員会の開催日程は、10月を予定している。

○横道委員長:

これで令和5年度第3回行財政改革推進委員会を閉会する。

《閉会》